号外第百四号

令和一 十一月二十七日

規 目 則 次

○青森県県税条例施行規則等の一部を改正する規則………… (食の安全・) 税 務 課)

○青森県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則…………

則

規

青森県県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十一月二十七日

青

青森県知事  $\equiv$ 村 申

吾

## 青森県規則第五十六号

# 青森県県税条例施行規則等の一部を改正する規則

(青森県県税条例施行規則の一部改正)

第一条 青森県県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)の一部 を次のように改正する。

年」を「やの年」に、 る平均貸付割合」以、 第三号赫式中「又統」を「から令和2年12月31日まで」コ、 第二号様式中「獣年に」を削り、 (以下「特例基準割合適用年」という。) 」を嗣り、 「特例基準割合に」を「距離金特図基準割合に」に改める。 「特例基準割合」」を「延滞金特例基準割合」」に改め、 「の規定により告示された割合」や「に規定す 「当該特例基準割合適用 「租税特別措置法」

> いう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 特別措置法」 い、「割合)と」や「割合)とします。令和3年1月1日以後の期間 や「所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税 る平均貸付割合」に、「特例基準割合」」を「延滞金特例基準割合」」に改め、 パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)と」に改める。 特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合 については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均 年」を「やの年」に、 セントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金 14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パー 貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」と 第九号様式を次のように改める。 第七号様式中「獣年に」を削り、 (以下「特例基準割合適用年」という。)」を謳り、「当該特例基準割合適用 「特例基準割合に」を「距滞金特例基準割合に」に改める。 「の規定により告示された割合」や「に規定す (当該加算した割合が年7.3

游 2 加 2 加

「⑬」鸛、「⑱」鸛、「⑱」鸛、「⑲」鸛及び「⑱」鸛に記載している態については、各鸛の拓弧内の計算式による計算後の態に100円未適の端数があるときば、その端数を切り格でて算出しています。用紙の大きがは、日本通業退格A4額長とする。

第9号様式 (第4条関係)

# 法人県民税・法人事業税・特別法人事業税 更正・決定(加算金決定)書

注入		元領	「上門で家の特別な人事素免徴		(M-M) -M			
(2)	3 2					(8	特別法人事業税額	
(注: ( )	B		世で成べ年	3			仮装経理に	
20	H	得	加算会対象	9	88	業税額	# >	
(大)	9	35+42+43+44+45	人事業税及び特別法人業税の納付すべき税額等			3 号に掲げる (38) U法人事業税額 (38)	- iš	
(大)	6		加算			2 歩に掲げる ② リ法人事業税額 ②	20	
(元 )	<b>(4)</b>		申告加算			1 步に掲げる 36 1法人事業税額 36	<del>- 1/2-</del>	
(4)					-3		年末 名名の 花屋 単株 名 名の 花屋	未満の端数があるときはその端数を切り捨て、算出した延滞金額が1,000円未満であるときはこれを切り捨てます。
(日)	•	<b></b>	رن ب		強の搭架盤	交票	中米克のお子の手 強	1の参り、佐殿ですのの日米値の過数があるでき、大洋王鹿が4,000日米値へのるときは、その端数又は全額を切り捨てます。また、第田した延滞金額に100円
(注: 大	6			0		23+20+25+26+ 24-20+25+26+	合計事業税額	ばなりません。 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **
接入事業税   特別法人事業税   特別法人事業税   長 前 民 前 民 前 田			分			入 割 (		割合(当該加算した割合が年1.3パーセントの割合を超える場合には、年1.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した延播金額を加算して納付しなけれ
Ex	第	· 特別法人事業科				本豐	20世界3年に掲げる事業	帝 銀 特別報 単 割合 に 非 : 3/1 - 2/1
Ex	Д		定納期				額 条例第56条第1項	は、その年中においては、年14.6パーセントの製合にあってはその年における短載を幕ወ拝業整合に行った。したいして世合さに指して世合とし、行った。した、
注			(57) +			得害	(日) (報)	条第2項に規定する半均資付割合に年1ペーセントの割合を加昇した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3ペーセントの割合に満たない場合に
注入事業税						人割	過事条例第36条第1項 第2号に掲げる事業	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
注入事業税			(A) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B			本曹	引 元	例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合がある。
注入事業税	+		納付すべき均等割額				# >	ントの割合にあっては当該特別基準割合適用年における特別基準割合に年7.3パーセントの割合にあっては当該特別でもフィーセントの割合にあっては当該特別である。
E			9			演 規 適用法人の	许 23	つに割占(水) ** 特別基準割合 道用年 Jという。) サにおいては、年14.6% → を合には、その年(以下「特別基準割合適用年 Jという。) サにおいては、年14.6% → セ
E	付すべき税額等の合計額		納付すべき法人税割額			1146	条例第56条第1項第1号に掲げる事業	Trans 4 **
E	この東京・浄電により納		引過不足額 (C)-					番牛田21十7十7 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -
注入事業税 ・特別法人事業税								は、その年中においては、年13パーセントの割合にあっては、当該商業手形の「持备割引得に在4パーセントの割合を指备」を割合レーセナー以供の指針を引きませた。
注入事業税 ・特別法人事業税			忍 事 割 額					近こうだら米だ1気だ100%ほでよりほの0400回米ナルの組合に置きない場合に パーセントの割合を加算した割合が年1.3パーセントの割合に満たない場合に
注入事業的	4		Idea design attention			額 (B)	黙に拠年の編定し	については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本。 紹介注称15条第1倍第1号の組みによった。なる接続手足の単準地引続17年4
注入事業税			)+9+9+9+9+9 (6)	D		法人事業利 法人事業利		この差引不足税額の指定網期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間
注入事業税	<b>(P)</b>		引法人税割額	0			热	報言に、
作 月 日から 年 月 日まで   注人事業税   技人事業税   技人事業税   技 人 製 民			大である場合の納付額	9		(8)	東 仮 装 経 理 に 実 特別法人事業税器	地口大田は然やは仕中と帰いけ、注信はは四の数日から独立の日中たのは間の
(			鼬	9		業税額		
(本) 日   日から   年   月 日まで   日まで   日まで   日本で   日本で   日本で   日本   日本で   日			人税割額の控除額					李 有 一 四 四 四 四 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三
(本) 日   日から 年 月 日まで   日本で   日本で   日本で   日本で   日本で   日本で   日本で   日本   日本			税条約の実施に係					ш
作 月 日から 年 月 日まで   (正 次年 年 月 日 本			利士割額の控除額				推	
注入事業税 - 特別法人事業税 - 大 税 割 額			1 型 煮	3	ľ		実施にの持ち	MAN F MAN TO MAN THE PROPERTY OF THE PROPERT
注			人税割額の控除額	0	発生に悪なくない。	金 (II) (II) (II)	iii iii	納付すべき税額等の合計額を指定納期限までに青森県指定金融線間 青森県指定作曲金融線間ひけ青森県17数件曲金融線間へ対
年 月 日から 年 月 日まで     法人事業税・特別法人事業税・特別法人事業税・特別法人事業税・特別法人事業税・投稿 額 年 月 日 極定・年 月 日 極定・ 年 月 日 極定・ 株舎の素の素等 1.4億 日 極定・ 中 月 日 極定・ 日 日 極定・ 年 月 日 極定・ 日 日 極定・ 年 月 日 極定・ 日 極に 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一			戽	9		①+2+3+4+	. 1	更正・決定したから通知します。
年 月 日から 年 月 日まで 法人事業税・特別法人事業税・特別法人事業税・特別法人事業税・特別法人事業税・特別法人募業の 法 人 県 民 日			の搭案額			入 割		超力税法、特別法人事業税及の特別法人事業譲与税に関する法律及び青森県県税条例(以下「条例」という。)の規定により、
年 月 日から 年 月 日まで     法人事業税・特別法人事業税・特別法人事業税・特別法人事業税・特別法人事業税・規模     法人事業税・特別法人事業税・特別法人事業税・規模     法人事業税・特別法人事業税・規模     法人事業税・特別法人事業税・規模     法人事業税・特別法人事業税・規模     法人事業税・特別法人事業税・規模     法人事業税・規模     法人事業税・規模     法人事業税・規模     技施・税・額     区 分 更正・決定 (c)     更正・決定 (c)     人税・額     区 分 更正・決定 (c)     更正・決定 (c)     人税・額     人は個別帰属法人規額 大は個別帰属法人規額 大は個別帰属法人規額 大は個別帰属法人規額 大は個別帰属法人規額 大は個別帰属法人規額 大は個別帰属法人規額 大は個別帰属法人規額 大は個別帰属法人規額 ・製・御室の表表ま1.55     財・税・額     区 分 更正・決定 (c)     機能機能となる法人規額 大は個別帰属法人規額 大は個別帰属法人規額 大は個別帰属法人規額 ・製・人利用価値割 ・製・企業の表表ま1.55     財・税・額     と 地域の場域となる法人規額 ・製・利用金人の金額     税・額     区 分     更正・決定 (c)     会額       年 月 日     東正・大定 (6)     東京・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・			外国の法人科等の			本曹	名 第3号に掲げる事業	
年 月 日から 年 月 日まで     法人事業税・特別法人事業税・特別法人事業税・特別法人事業税・特別法人事業税・規模     法人事業税・特別法人事業税・特別法人事業税・規模     法人事業税・特別法人事業税・規模     法人事業税・特別法人事業税・規模     法人事業税・特別法人事業税・規模     法人事業税・特別法人事業税・規模     法人事業税・規模     法人事業税・規模     法人事業税・規模     法人事業税・規模     法人事業税・特別法人事業税・規模     法人事業税・規模     法人事業税・規模     法人事業税・規模     法人事業税・規模     法人事業税・特別法人事業税・規模     法人事業税・規模     法人事業税・規模     法人事業(の)     課税機算準となる法人規額を入税額・金額を収益の場合     法人税・割額を入税額・金額・金額・金額・金額・金額・金額・金額・金額・金額・金額・金額・金額・金額			得税額等相当額又は個別控除対象 所得 税 額 等 相 当 額 の 控 除 額				推 面 1 競争 3.5 競 整 4	ray.
年 月 日から 年 月 日まで 法人事業税・特別法人事業税・特別法人事業税・特別法人事業税・特別法人事業税・特別法人事業税・規模 法人事業税・特別法人事業税・特別法人事業税・規模   年 月 日瀬東・年 月 日篠正 年 月 日篠正 日 日篠正 日 日篠正 日 日塚田 日 日篠正 日 日塚田 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>重</td> <td>KAR CONTROL</td> <td>蕃</td>						重	KAR CONTROL	蕃
年 月 日から 年 月 日まで 法人事業税・特別法人事業税・特別法人事業税・特別法人事業税・特別法人事業税・特別法人事業税・規模 法 人 県 民 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日			来 K 克 2			人生	事 条例第56条第1項	
年 月 日から 年 月 日まで 法人事業税・特別法人事業税・・特別法人事業税・・特別法人事業税・・特別法人事業税・・特別法人事業税・・特別法人事業税・・特別法人事業税・・特別法人事業税・・特別法人事業税・・特別法人事業税・・特別法人事業税・・特別法人事業税・・特別法人事業税・・特別法人事業税・・特別法人事業税・・特別法人事業税・・特別法人事業税・・特別法人事業税・・特別法人事業税・・特別法人事業税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			田田佐台春山			大量	>	
年 月 日から 年 月 日まで 法人事業税・特別法人事業税・特別法人事業税・特別法人事業税・特別法人事業税・ 特別法人事業税・ 特別法人事業税・ 特別法人事業税・ 特別法人事業税・ 特別法人事業税・ 特別法人事業税・ 特別法人事業税・ 特別法人事業税・ 特別法人事業税・ 日 課 課 課 長 日 課 課 報 知 知 知 知 知 知 知 知 知 知 知 知 知 知 知 知 知						- 13	Ē	
年 月 日から 年 月 日まで 法人事業税・特別法人事業税・特別法人事業税・特別法人事業税・特別法人事業税・特別法人事業税・ 株 額 区 分 更正・決定(C)   年 月 日 瀬 期 限 年 月 日 日 6 日 月 日 丁正 決定 修正 確定 日 6 日 日本の表の表別 1.5個的 計 日本の表別 1.5個的 計 日本の表別 1.5個的 1			人 税 割 額			ai 田英 子		
年 月 日から 年 月 日まで 法人事業税・特別法人事業税・特別法人事業税・特別法人事業税・ 特別法人事業税・ 特別法人事業税・ 特別法人事業税・ 特別法人事業税・ 特別法人事業税・ 特別法人事業税・ 税 額 区 分 更正・決定(C)   年 月 日確定・年 月 日修正 日 所 無税標準となる法人報額の 以は個別帰属法人税額の			掛			뿌		人税処理 年 月 日 更正 決定 修正
年月日から年月日まで 法人事業税・特別法人事業税・特別法人事業税・特別法人事業税・特別法人事業税・   年月日がら年月日まで 区分無税標準額税・総額 区分更正・決定(C)   年月日解期限 年月日解期限			No. 101 Sept. Sept. 101 Se				4	月日年月日確定・年月日
年 月 日から 年 月 日まで 法人事業税・特別法人事業税 法 人 県 民   - " 「			税標準となる形人税額は毎日 再開 ギル 増盤				所	期限 年 月 日 谷 ( 期 限 年 月
年月日から 年月日まで   法人事業税・特別法人事業税   法人県民	既に終午の確定している数(0)	正・決定	分		額税	課 稅	×	
	税				法人事業税			年 月 日から 年 月 日ま

この処分に不服がある場合には、この更正・決定書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に知事に対して審査請求をすることができます。 この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の 執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パー いう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、 や「所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税 特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合 については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均 特別措置法」に、 セントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金 貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合 パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)と」に改める。 第十号様式中 「以後」を「から令和2年12月31日まで」に、 「割合) と」や「割合)とします。令和3年1月1日以後の期間 (以下 (当該加算した割合が年7.3 「延滞金特例基準割合」と 「租稅特別措置法」 併

無十一中業代中「当該年の前年に」や「令和元年10月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の」以、「割合)と」や「割合)とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合を加算した割合とした割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)と」以お名の。

る。 年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合) 延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合 合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、 期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する 租税特别措置法」 法」や「所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の 平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割 .3パーセントの割合を加算した割合とし、 第十二号様式中「以筬」を「から令相2年12月31日まで」に、 年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割 に、 「割合)と」や「割合)とします。令和3年1月1日以後の 年7.3パーセントの割合にあつては当該 (当該加算した割合が その年中において 「租税特別措置 と」に改め ]合に年

を加算した割合 には、年7.3パーセンテの豊命)と」に改め、同様式のその四中「以稼」を「から の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合 はその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合と 割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつて 合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの 各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割 や「割合)とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の」以、「割合)と」 和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等 が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)と」に改 いては、 準割合」 以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規 年7.3パーセントの割合) 年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセン その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、 合に満たない場合には、 年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合 法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法」 じ、 令和2年12月31日まで」 じん め、同様式のその二及びその三中「当数年の前年に」を「令和元年10月1日から令 該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合 年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当 定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合 正前の租税特別措置法」に、 別措置法」や「所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号) し、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセント 「割合)とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各 第十三号様式のその一中 という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、 年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に (以 下 (当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には 「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセン その年中においては、 ℃」に改める 「以後」や「から令和2年12月31日まで」に、 「租税特別措置法」や「所得税法等の一部を改正する 「割合)と」を「割合) 年14.6パーセントの割合にあつては とします。 TX) 令和3年1月1日 「割合) その年中にお による改 「租税特

(青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則の一部改正)

十号)の一部を次のように改正する。 第二条 青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則(平成三十一年三月青森県規則第二

無口中総代平「当該年の前年に」や「平成31年4月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得稅法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の」以、「割合)と」や「割合)とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租稅特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)と」以当名の。

(青森県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正)

の一部を次のように改正する。第三条 青森県産業廃棄物税条例施行規則(平成十五年七月青森県規則第六十四号)

無川中総代中「以後」や「から令和2年12月31日まで」以、「租税特別措置法」や「所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法」以、「割合)と」や「割合)とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合とし、年7.3パーセントの割合としも割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)と」はおるる。

別割の特例に関する条例施行規則の一部改正)(青森県県税条例中合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種

一部を次のように改正する。の種別割の特例に関する条例施行規則(昭和二十七年八月青森県規則第八十号)の不四条(青森県県税条例中合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税

第四号様式中「当該年の前年に」や「令和元年10月1日から令和2年12月31日ま

average loan ratio on the year plus 1% exceeds 7.3%) on condition that the plus 1% (the ratio will be 7.3% on condition that the ratio of 1% added to the of the Act on Special Measures Concerning Taxation on the year plus 1%, and the average loan ratio on the year plus 1% does not exceed 7.3%」に改める ratio of 7.3% will be the ratio of 1% added to the average loan ratio on the year ratio of 7.3% added to the average loan ratio provided in Article 93, paragraph (2) the Income Tax Act, etc. (Act No.8 of 2020)」 ど Measures Concerning Taxation prior to amendment by the Act Partially Amending Concerning Taxation 1 № [Article 93, paragraph (2) of the Act on Special 2019 to December 31, 2020  $\rfloor$   $\circlearrowleft$ 合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセン 延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセン 合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における す。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措 法律(令和2年法律第8号)による改正前の」に、 での期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する 7.3%, and as for the period after January 1, 2021, the ratio of 14.6% will be the トの割合)と」に、 トの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割 置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合 (以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場 [however] ∜ [however, as for the period from October 1. [Article 93 (2) of the Act on Special Measures 「轡合)と」を「轡合) 「exceed 7.3%」 → 「exceed

### 附則

この規則は、令和三年一月一日から施行する。

青森県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

## 青森県規則第五十七号

青森県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

附

則

のように改正する。 青森県肥料取締法施行細則 (昭和二十五年九月青森県規則第八十六号)の一部を次

題名を次のように改める。

青森県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則

則を 締法施行令」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行令」に、「肥料取締法施行規 第一条中「肥料取締法(」を「肥料の品質の確保等に関する法律(」に、 「肥料の品質の確保等に関する法律施行規則」に改める。 「肥料取

第七条」に改める。 第四条中「肥料取締法施行令第四条」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行令

嵐」を「瓣3嵐」に改める。 第一号様式中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、 「第2

合肥料」に改める。

第五条第一項中「同条第二項」を「同条第三項」に、

「指定配合肥料」を「指定混

第二号様式中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

青森市長島一丁目一 条行所・発行人) 番

県号 東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行 定価 小口一枚ニ付十五円

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。